

重要事項説明書（介護保健施設サービス）

介護保健施設サービス提供にあたり、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生省令第40号）第5条第1項の規定により、当施設が利用申込者又はその家族に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	備前市
主たる事務所の所在地	備前市東片上126番地
代表者の氏名	備前市長 長崎 信行
電話番号	0869-64-3301

2. ご利用施設

施設の名称	備前市介護老人保健施設 備前さつき苑
施設の所在地	備前市伊部2231番地1
都道府県知事許可番号	3351180025
施設長の氏名	苑長 上杉 忠久
電話番号	0869-63-9300
ファクシミリ番号	0869-63-9301

3. 施設の目的と運営方針

施設の目的	この施設は利用者が居宅における生活への復帰、自立した日常生活が維持できるよう在宅支援を目指したサービスを提供します。
運営の方針	当施設にあたっては、ご利用者の尊厳を重視し、ご家族や、地域の協力をもってご利用者の自立にむけたサービスを提供するよう努力します。

4. 施設の概要

介護老人保健施設「備前さつき苑」

敷 地		3,551.85 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート3階建
	延 床 面 積	3,925 m ²
	利 用 定 員	80 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
2人部屋	4室	94.8 m ²	11.9 m ²
4人部屋	18室	875.6 m ²	12.2 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	特 色
療 養 室	2階 11 部屋 3階 11 部屋	875.6 m ²	各部屋に便所、洗面所完備
診 察 室	1階 1 箇所	12.0 m ²	
機 能 訓 練 室	1階 1 箇所	134.0 m ²	
談 話 室	2階 1 箇所 3階 1 箇所	30.0 m ²	
食 堂	2階 1 箇所 3階 1 箇所	224.0 m ²	
配 膳 室	2階 1 箇所 3階 1 箇所	38.0 m ²	
一 般 浴 室	1階 1 箇所 2階 1 箇所 3階 1 箇所	88.0 m ²	
特 別 浴 室	1階 1 箇所	32.0 m ²	
レクリエーションルーム	1階 1 箇所	219.0 m ²	
洗 面 所	1階 6 箇所 2階 14 箇所 3階 14 箇所	療養室に含む	
便 所	1階 6 箇所 2階 14 箇所 3階 14 箇所	159.6 m ²	
サービスステーション	2階 1 箇所 3階 1 箇所	94.0 m ²	
洗濯室または洗濯場	2階 1 箇所 3階 1 箇所	19.6 m ²	
汚 物 処 理 室	2階 1 箇所 3階 1 箇所	17.6 m ²	

5. 職員体制（職種、員数）

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 医師 | 1 人以上 |
| (3) 看護職員・介護職員 | 27 人以上（看護職員 2/7 程度、介護職員 5/7 程度） |
| (4) 理学療法士・作業療法士 | 1 人以上 |
| (5) 栄養士（管理栄養士） | 1 人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1 人以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 2 人以上 |
| (8) 事務職員 | 2 人以上 |

6. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

(表示金額は、利用者負担分1割です。2割、3割の場合は相応の額)

サービスの種別	内 容	自己負担額
医 療 ・ 看 護	利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。医師による診察は、毎週定期的に行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付けください。ただし、当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他の病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。	◆施設サービス費（基本部分） 要介護 1 871 円／日 要介護 2 947 円／日 要介護 3 1,014 円／日 要介護 4 1,072 円／日 要介護 5 1,125 円／日 ◆加算されるもの ○短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258 円／日
機 能 訓 練	理学療法士・作業療法士による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。	（入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL の評価を行い LIFE で報告しリハ計画を見直している場合、入所後 3 ヶ月以内に集中リハビリを行う場合に算定） ○在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） 51 円／日
排 泄	自立排泄か、時間排泄か、おむつ使用について利用者の状況にあわせて介助いたします。	○外泊時費用 362 円／日 （外泊時、施設サービス費に変えて算定）
入 浴 ・ 清 拭	入浴日 週に 2 回以上入浴します。 入浴時間 9 時～16 時 清拭は、入浴日でも入浴しない方はタオルで身体をお拭きします。	○初期加算（Ⅰ） 60 円／日 ○初期加算（Ⅱ） 30 円／日 （入所後 30 日以内に限り算定）
口 腔 ケ ア	ご自分で口腔ケアが出来ない方に、口腔ケアのお手伝いをします。	○退所時栄養情報連携加算 70 円／月 ○再入所時栄養連携加算 200 円／回 （1 人につき 1 回算定）
離 床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	○入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 450 円／日 ○退所時情報提供加算（Ⅰ） 500 円／回
着 替 え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整 容	身の回りのお手伝いをします。	

シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	<p>(居宅へ退所する入所者の同意を得て、主治医に診療状況、心身の状況、生活歴等の情報提供をし、紹介した場合。1回限り。)</p> <p>○退所時情報提供加算(Ⅱ) 250 円/回</p> <p>(利用者が医療機関に入院する場合に、入所者の同意を得て、医療機関に対して入所者の心身の状況、生活歴の情報提供し、紹介した場合。1回限り。)</p> <p>○入退所前連携加算(Ⅰ) 600 円/回</p> <p>〃 (Ⅱ) 400 円/回</p> <p>○協力医療機関連携加算(Ⅰ) 50 円/月</p> <p>○栄養マネジメント強化加算 11 円/日</p> <p>(医師の指示により、特に中高リスクの方に栄養ケア計画に基づく栄養改善を行う場合に算定)</p> <p>○経口維持加算(Ⅰ) 400 円/月</p> <p>(医師等の指示により、誤嚥を防止しつつ継続して経口による食事の摂取を進めるために特別な管理が必要とされた場合に算定)</p> <p>○口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110 円/月</p> <p>(口腔ケアマネジメントに関する支援等を行う場合に算定)</p> <p>○療養食加算 6 円/回</p> <p>(医師の指示により、適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合に算定)</p> <p>○緊急時治療管理 518 円/日</p> <p>(緊急時の特定治療に対し算定)</p> <p>○所定疾患施設療養費(Ⅰ) 239 円/日</p> <p>○所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480 円/日</p> <p>(肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に算定)</p> <p>○認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 円/日</p> <p>○リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) 53 円/月</p> <p>○リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)</p>
洗濯	原則としてご家族にお願いします。	
娯楽等	当施設では、レクリエーションや、ボランティアのご協力で季節行事などを行っています。	
介護相談	利用者とその家族からの相談に応じます。	

		33 円/月 ○褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3 円/月 ○褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13 円/月 （褥瘡予防等の管理を行う場合に算定） ○排せつ支援加算（Ⅰ） 10 円/月 ○排せつ支援加算（Ⅱ） 15 円/月 ○排せつ支援加算（Ⅲ） 20 円/月 （排せつに介護を要する支援等を行う場合に算定） ○科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 60 円/月 （介護関連データを収集、活用することで介護サービスの質を評価、科学的介護の取組みを行う場合に算定：利用者全員対象） ○サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 円/日 （介護職員の内、介護福祉士が 80%以上） ○介護職員等处遇改善加算（Ⅳ） 介護報酬総額の 5.9%×1 割/月 ○生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 円/月
--	--	--

（２）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額									
居 住 費	食事時間 朝 食 7 時 30 分～ 8 時頃まで 昼 食 11 時 30 分～ 12 時頃まで 夕 食 5 時 30 分～ 6 時頃まで 食事場所 できるだけ離床して食堂でお食べください。 食事メニュー 献立表は、食堂、廊下に掲示してあります。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。お茶または白湯の給湯は、食堂に備えてあります。 ※食事時間・場所・メニューについては、ご希望により変更できます。詳しくは、職員にご相談ください。	食事代及び居住費 （負担限度額認定の状況により異なる） 朝食 435 円/食 昼食 555 円/食 夕食 555 円/食 食費計 1,545 円/日 経管栄養 1,545 円/日 おやつ 150 円/回 居住費 437 円/日 ※介護保険負担限度額認定者の場合、1 日当りの費用上限は、上記の金額にかかわらず以下のとおりです。（この利用には、事前に住所地の市町村へ申請の上、苑への証の提示が必要となります。） <table> <tr> <td></td><td>食 費</td><td>居住費</td></tr> <tr> <td>1 段階</td><td>300 円/日</td><td>0 円/日</td></tr> <tr> <td>2 段階</td><td>390 円/日</td><td>430 円/日</td></tr> </table>		食 費	居住費	1 段階	300 円/日	0 円/日	2 段階	390 円/日	430 円/日
	食 費	居住費									
1 段階	300 円/日	0 円/日									
2 段階	390 円/日	430 円/日									

		3段階(1) 680 円/日 430 円/日 3段階(2) 1,420 円/日 430 円/日 ※外泊をされた場合でも、居室確保のため上記のとおり居住費をご負担いただきます。
散 髪	毎週木曜日に、外部業者に委託し散髪を行いますので、ご希望の方は事務所にお申込みください。	申込みの際、実費相当額 2,000 円を事務所にお支払いください。
レクリエーション・行事	レクリエーションや定期的行事等、毎月実施しております。	実費相当額をご負担いただくものもあります。
日 常 生 活 ・ 教 養 娛 楽 費	日常生活費： 日常生活上における身の回りの環境面と身体清拭、清潔保持等に関する必要な費用です。 教養娯楽費： 各種クラブ活動や行事の材料等の費用です。	当施設で用意するものをご希望によりご利用いただく場合に実費相当額をお支払いいただきます。
特 別 な 居 室	2人部屋をご用意しております。	実費相当額 500 円/日（別途消費税）をお支払いいただきます。

★医療について

当施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術、及び病状の著しい変化に対する医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

7. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室（窓口担当者：大原看護師長、電話 0869-63-9300、対応時間：月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時まで）、備前市役所介護福祉課介護保険係（0869-64-1828）、瀬戸内市役所いきいき長寿課介護保険係（0869-26-5926）、岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課（介護サービス苦情処理）（086-223-8811）までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

8. 協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	備前市国民健康保険市立備前病院
院 長 名	院長 光岡 晋太郎
所 在 地	備前市伊部 2245 番地
電 話 番 号	0869-64-3385
診 療 科	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、外科、皮膚

	科、泌尿器科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、婦人科、整形外科
入院施設	90 床

9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	堀歯科医院
院長名	堀 重善
所在地	備前市西片上 25 番地
電話番号	0869-64-2538
医療機関の名称	医療法人 優心会 山陽大塚歯科医院
院長名	井上 弘志
所在地	岡山市東区瀬戸町笠岡 1284
電話番号	086-952-3888

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設備前さつき苑消防計画」にのっとり対応いたします。
協力関係	東備消防組合と連携を密にし、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設備前さつき苑消防計画」にのっとり、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源等設置 カーテン布団等は、防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	東備消防組合への届出日：令和 7 年 4 月 1 日 防火管理者：谷全 圭一

11. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力医療歯科での診療を依頼することがあります。また、利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者又は扶養者が指定する者に対し緊急に連絡する等必要な処置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に必要な措置を講じます。また、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は協力医療歯科での診療を依頼し、利用者又は扶養者が指定する者、居宅介護支援事業者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するとともに事故の再発防止に努めます。

13. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	午前9時から午後8時までとしております。ただし、金品や食べ物の持ち込みはご遠慮ください。また、面会簿をサービスステーションに設置しておりますので、ご記入下さい。 *食べ物については、相談の上では持ち込みできます。
外 出 ・ 外 泊	居宅での生活への復帰を進める観点から、当苑よりご家族に外出・外泊へのご協力をお願いすることがあります。また、ご本人やご家族のご希望による外出・外泊も可能です。詳しい手続き等については、ご相談ください。
居室・設備・器具の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内は、すべて禁煙となっております。 飲酒はお断りしております。（場合により認めています。）
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所 持 品 の 管 理	所持品にはお名前をご記入下さい。また貴重品はお持ちにならないで下さい。
現 金 等 の 管 理	現金等の管理はいたしません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

（令和8年8月1日現在のものです）